

◎新潟県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年1月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市浦川原区虫川字フケ286番1まで	新	(A)9.2～56.4メートル	4,846.7メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市安塚区松崎字仲沖2731番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市浦川原区虫川字フケ286番1まで	旧	(A)9.2～56.4メートル	4,846.7メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市安塚区松崎字仲沖2731番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号及び一部区間県道柿崎牧線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区虫川字フケ286番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	新	(A)9.2～56.4メートル	4,846.7メートル
上越市安塚区松崎字仲沖2731番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル
上越市浦川原区虫川字フケ286番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	旧	(A)9.2～56.4メートル	4,846.7メートル
上越市安塚区松崎字仲沖2731番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一部区間県道柿崎牧線と重用